

## 第2回教育委員会会議

1 日時 令和4年1月25日（火） 午後3時30分～午後4時45分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

### 3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大畑 和彦	都島区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
三木 信夫	理事兼政策推進担当部長
川本 祥生	総務部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
村川 智和	総務課長
仲村 顕臣	首席指導主事
本 教宏	教職員人事担当課長
上田 慎一	教職員サービス・監察担当課長
松井 良浩	教職員給与・厚生担当課
中道 篤史	初等・中学校教育担当課長
大西 忠典	高等学校教育担当課長
古田 晃久	首席指導主事

松浦 令 教育政策課長  
有上 裕美 教育政策課長代理  
ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

- 議案第127号 小学校及び中学校における「土曜授業」について
- 議案第14号 大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いについて
- 議案第15号 市会提出予定案件（その11）（令和3年度補正予算）
- 議案第16号 市会提出予定案件（その12）（令和3年度補正予算）
- 議案第17号 市会提出予定案件（その13）（令和4年度教育委員会事務局運営方針・令和4年度予算）
- 議案第18号 市会提出予定案件（その14）（大阪市教育振興基本計画）
- 議案第19号 市会提出予定案件（その15）（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）
- 議案第20号 市会提出予定案件（その16）（大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例案）
- 議案第21号 職員の部活動顧問への復帰について
- 議案第22号 職員の人事について
- 議案第23号 職員の人事について
- 議案第24号 職員の人事について
- 議案第25号 職員の人事について
- 協議題第2号 令和4年度「全市共通目標」について
- 報告第2号 大阪府立新工業系高等学校（仮称）について

なお、議案第21号から第23号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第127号、第15号から第20号、第24号、第25号、協議題第2号については、会

議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### (4) 議事要旨

議案第14号「大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いについて」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年3月1日及び3月30日の教育委員会会議において意見を頂戴し、本日は今後の取扱い方針の審議をいただく。

現在、本市立小中学校ともに、携帯電話等の持込みを原則禁止とし、個別の状況に応じ、やむを得ない場合については各学校において例外的に認めている。この取扱いについて、「小中学校ともに原則持込み禁止とし、個別の状況に応じてやむを得ない場合は、各学校において例外的に認めることとする」と従来の運用を継続するとともに、中学校においては、「ただし」として、「文部科学省の示す一定の条件を満たした上で、学校単位での持込みを認めることができる」という取扱い条件の追加を提案する。

取扱い変更する理由であるが、近年、児童生徒の携帯電話等の普及が進んでいることを踏まえ、文部科学省において、中学校についてはこれまでと同様の「原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める」との扱いに加えて、「または」として、「一定の条件を満たした上で、学校又は教育委員会を単位として持込みを認める」との項目が追加された。一定の条件とは、(1) 生徒が自ら律することができるようなルールを、学校のほか生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること、(2) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること、(3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること、(4) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること、以上4つの条件が学校と生徒や保護者との間で合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に持込みを認めることと示された。

文部科学省の通知を踏まえた本市案として、令和3年3月1日の教育委員会会議において、中学校では従来の取扱いに加え、「ただし」として4条件を示し、「学校が生徒や保護者との間で合意形成し、必要な環境の整備や措置が講じられていれば、学校単位として持込みを認めることができる」とすることを提案させていただいた。会議において教育委員より、中学校において、学校単位で持込みを認める際の4条件について、「学校単位で考え

るとなるとその判断基準も明確にしておいた方がよい」という意見はじめ、判断基準の必要性や判断の方法について慎重に検討する必要があるという意見を頂戴した。これらの意見を受け、同月30日の教育委員会会議において、現段階では持込みの方針は変更せず、学校単位での持込みを可とする場合の条件などの担保方法や学校へのサポートなどについて検討を進め、改めて、学校又は教育委員会を単位とした持込みについて判断する旨、改めて説明を行った。なお、小中学校に対しては、令和3年4月8日に、現段階においては携帯電話等の取扱いに変更はないものの、学校や教育委員会を単位とした取扱いについて検討を継続することを通知した。あわせて個別対応時の保護者に示す同意確認書の参考例を示している。教育委員からのご意見を受け、学校の現状を把握するために、各中学校の管理職を対象としたアンケートを令和3年9月に実施した。アンケートの結果、学校単位で携帯電話の持込みを認めることについて、検討を予定している中学校はなかった。

アンケート結果より、現在のところ持込みを検討している中学校はないが、今後、社会情勢の変化や端末の機能充実等により、持込みを検討する学校が出てくる可能性もあることから、中学校においては、これまでの「原則持込み禁止に加え、個別の状況に応じて例外的に認める」という取扱いに加えて、「ただし」として、「一定条件を満たした上で学校を単位として持込みを認めることができる」とする方針を考えている。

また今後、学校単位として持込みについて検討する際、学校の判断に差を生じさせず、具体的な基準が明確となるよう、基準となる確認表を事務局より示すことを併せて実施する。今後、学校を単位として持込みを検討する場合の流れであるが、検討の際は、今回作成した確認表に基づき、学校と生徒・保護者との間で合意がなされ、校内の環境整備や措置が十分であるか確認する。学校が確認表に基づき、生徒・保護者との合意が得られ、校内体制が十分であることを確認した後、学校単位で持込みを認めることについて、指導部生活指導グループに届け出る。指導部生活指導グループは教育ブロックと連携し、届け出た中学校について、必要な環境の整備や措置が講じられているかを確認する。届け出た学校の体制が不十分であった場合は、適宜、当該校へ指導助言を行う。また、指導部は学校単位として持込みを学校が開始した後も進捗状況を適切に把握し、トラブル等の未然防止や、適切な利用に係る指導助言を継続する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第2号「大阪府立新工業系高等学校（仮称）について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年12月14日の教育委員会会議において、新工業系高校に関する開設候補地ならびにコンセプトについての検討状況を報告した。本日開催の大阪府教育委員会会議において、大阪府立新工業系高等学校（仮称）の教育内容案及び候補地案が説明され、その内容について周知を行うことが決定されたので報告する。

まず、教育内容案であるが、（1）めざす学校像、（2）特色、（3）設置する系・専科について、前回ご報告させていただいたものから変更はない。なお、新たに（3）に具体的な学習内容の例を記載している。

次に、大阪府立新工業系高等学校（仮称）の候補地案については、府内の工業系高校の配置バランス、通学利便性、敷地面積等の観点から総合的に勘案して、現在の大阪市立東淀工業高等学校の敷地とすることになった。

今後については、最終的に本年3月の大阪府教育委員会会議において、正式決定がなされるスケジュールとなっている。大阪府教育委員会会議での決定内容については、改めて報告する。

議案第127号「小学校及び中学校における土曜授業について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年12月28日の教育委員会会議において、土曜授業及び代休日が設定できる土曜参観等の回数は校長の裁量で設定する。ただし、土曜授業は必ず年1回以上実施すると提案した。その際、教育委員から頂戴した様々な意見を事務局にて再検討したので、本日再提案するものである。

まず回数について、必ず年1回以上とする必要はないのではないか、授業時数を確保できているのであれば土曜日に実施しなくていいのではないかなどの意見を頂戴した。また、土曜授業の運用に関して、土曜日に授業を実施した場合、一定数の児童生徒が習い事など家庭の都合で欠席する実態を踏まえる必要があることや、働き方改革を進めていく中で、土曜授業の振替について、十分な保障も必要ではないかといった意見があった。加えて、防災訓練など保護者のニーズ、地域との接点を大切にした土曜授業を実施することが必要であることや、土曜授業を年間通じてどのように実施するのが効果的か、今の時代に相応しいものにしていくべきではないかといった、土曜授業の内容に関しての意見もあった。

これらの意見を踏まえて、改めて次のように提案する。

代休日を設定しない土曜授業の回数は校長の裁量で設定する。ただし、これまで土曜授業で取組んできた特色ある教育活動については、保護者や地域の理解を十分に得ながら、より良い実施形態を検討することとする。各校における土曜授業のこれまでの成果を引き継ぎ、地域の人的物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりし、社会に開かれた教育課程の実現に、引き続き取り組んでいきたい。今後の予定として、今回承認いただければ各校に周知し、来年度の教育課程に反映できるようにと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第15号「市会提出予定案件（令和3年度補正予算）」及び議案第16号「市会提出予定案件（令和3年度補正予算）」を一括して上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第15号について、本補正予算は、令和3年12月20日に国において成立した、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく補正予算を迅速に対応するため、2月、3月市会の当初案件として上程を行い、2月中の早期の成立をめざしたい。補正額は、歳入で185億7185万6000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は634億1319万5000円である。また、歳出では人件費、物件費を合わせて、194億3432万5000円の増額を計上し、補正後の予算総額は2412億4082万2000円である。

内容について、校舎建設事業及び校舎整備事業では、老朽鉄筋校舎改築事業や学校施設改修等の事業を国の補正予算を活用して実施する。3点目の感染対策における学校維持運営事業では、各学校が校長の判断で感染対策を迅速かつ柔軟に実施するための経費を、学校規模に応じて配付をする。これらの事業を通じて、194億3432万5000円を増額する。また、繰越明許費補正として、ただ今説明した国の補正を活用した事業では、工事を夏休みなど長期休業中に行う必要があるなど、今年度中の執行が困難であるため、194億3432万5000円を繰越明許費として計上し、来年度での執行とする。

議案第16号について、本補正予算は、令和3年度予算の執行状況に応じて減額補正等を行うもので、例年と同様に、2月、3月市会の追加案件として上程するものである。補正額は、歳入で16億1429万3000円の減額を計上しており、補正後の予算総額は右端の617億9890万2000円である。歳出について、人件費、物件費を合わせて、68億2018万8000円の減額

を計上し、補正後の予算総額は2344億2063万4000円である。

内容について、執行状況に応じた人件費の減額補正では、退職に伴う人員の減少、育児休業の取得、病気休職に伴う支給額等の不要額を総じて、33億4424万8000円を減額する。

2つ目の執行状況に応じた物件費の減額補正では、学校維持運営費で光熱水費の精査による減や、校舎整備事業における法定点検業務委託の入札落ちなどの減で、現時点でほぼ確実に不要額が認められているものを総じて、34億7594万円を減額する。また、同様に繰越明許費として、校舎建設事業において埋蔵文化財の発掘調査等に不測の日数を要したものの他、港図書館の建て替え工事を実施している、土地区画整理記念施設建設工事における基礎工事の実施や、用地整備事業における解体工事の実施に不測の日数を要したものなど、予定されていた工事を今年度中に完了することが困難である事業において、総じて12億5817万7000円を繰越明許費として計上し、来年度での執行とする。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 議案の15号の方ですが、コロナ関係で国の補正予算を活用したということで、約194億円だということですね。これを一旦は今年度の予算を補正して入れた上で、執行は全部来年度にしますということですね。

【村川総務課長】 はい。

【森末委員】 歳入の補正額は約185億ということで、これは、国庫支出金と市債で合わせてということですね。

【村川総務課長】 はい。

【森末委員】 その歳入が634億1319万5000円で、歳出が2412億4082万2000円。この差額は、技術的なことですが、どういふふうに予算として取扱われるのですか。194億が繰越明許になるからという、その辺りを説明ください。

【村川総務課長】 歳出予定額から国庫補助金ならびに市債の歳入を除いた分については市税になりますので、大阪市の市税を投入して、その分を次年度に繰り越すというかたちになります。

【森末委員】 なるほど。市税でその分は入ってくるということで、予算上、別のところで表現されているわけですね。

【村川総務課長】 左様でございます。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

議案第17号「市会提出予定案件（令和4年度教育委員会事務局運営方針・令和4年度予算）」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

局運営方針については、各局の運営の基本的な指針であり、教育委員会事務局においては大阪市教育振興基本計画に掲げた目標、施策の進捗管理を行っている。令和3年度の局運営方針は、現行の平成29年度に策定した計画を踏まえた内容となっているが、令和4年の局運営方針については、次期計画の内容に基づいて作成をした。様式1については、次期計画案に定められた方向性を踏まえて、局の目標や局の使命、局運営方針の基本的な考え方、重点的に取り組む主な経営課題、さらに、裏面の市政改革プラン3.0について示している。様式2の方では、次期計画の第1編に掲げられた3つの最重要目標や、9つの基本的な方向、また、それぞれに対応した第2編に掲げられた31の施策を記載しており、施策ごとに単年度ごとの目標を定めて、その達成状況の進捗管理をしていく。様式3については、令和3年度と同様に、市政改革プラン3.0に基づく取組状況について8項目を示している。なお、今後の予定であるが、様式1については、市政改革室へ提出し、その後、市会に提出される予定となっている。また、様式2、3も含めて、2月に大阪市のホームページで公表する予定である。

教育委員会関係の令和4年度当初予算案については、市長の査定を受けて、1月21日に財政局より内示された。令和3年12月の教育委員会会議で報告申し上げた予算要求状況からは、先ほど説明した第15回補正予算に194億円の前倒し計上を行った影響などにより、計数等には変更は生じているが、当局の要求どおりの内示をいただいている。予算額は2099億1823万円で、前年度と比較して、高等学校の大阪府の移管に伴う人件費の減などにより、118億8827万円の減となっている。今後の予定であるが、2月16日の市会の運営委員会で、市長から予算案が提出されるとともに、報道機関に公表されることとなっている。その後、予算委員会での審議を経た上で、3月29日の本会議で議決を得る予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第18号「市会提出予定案件（大阪市教育振興基本計画）」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。



1月18日の第2回総合教育会議において、この間、審議いただいた内容で協議を行い、計画の内容について市長との間で協議が整ったことから、市会提出予定案件として審議いただくものである。なお、総務局における市会議案の決裁手続きの過程で、用語などについて一部修正される場合がある。この点を含みの上、議案第18号について承認をいただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第2号「令和4年度全市共通目標について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである

全市共通目標については、大阪市教育振興基本計画の最重要目標の達成に向け、毎年、教育委員会がすべての小中学校が重点的に取り組む年度目標として示している。各校においては、運営に関する計画に自校の課題に応じて設定した目標を加え、全市共通目標の全項目を年度目標として設定し、その目標達成に向け、学校運営を行うこととなっている。次期計画の最重要目標が3つとなることも踏まえ、令和4年度からは全市共通目標の変更をする。

はじめに、小学校の案の説明をする。全市共通目標は、教育振興基本計画の最重要目標ごとに設定するとともに、年度目標であることから、基本的に第2編に掲げられている、特に重点的に取り組む施策目標に合わせている。しかしながら、そのうち、全国学力学習状況調査を活用した目標など、結果が年度当初になってしまう項目については、年間を通じた学校の取り組みを図るには適切ではないため、これまで同様に、大阪市小学校経年調査の結果や、年度末の校内調査などを活用している。「最重要目標1 安全・安心な教育環境の実現」では、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対して、最も肯定的な回答をする児童の割合、不登校児童の在籍比率、不登校の状態が前年度と比較して改善された割合を設定した。次に、「最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上」では、「学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができていますか」に対して、最も肯定的な回答をする児童の割合、小学校学力経年調査における国語及び算数の平均正答率の対全国比、「運動（体を動かす遊戯を含む）やスポーツをすることは好きですか」に対して、最も肯定的な回答をする児童の割合を設定した。また、平井委員より英語教育に関しても特に重点的に取り組む施策である

ことから、小学校においても全市共通目標に設定すべきではないかとの指摘を踏まえて、「外国語、英語の勉強は好きですか」に対して、肯定的な回答をする児童の割合を設定した。「最重要目標3 学びを支える教育環境の充実」では、ICTの活用と教職員の働き方改革に関する目標を設定することとし、それぞれ2、3の例示を挙げている。いずれも目標の設定にあたっては、教育振興基本計画の内容を踏まえ、各校の実情に応じて設定するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて目標設定することを注記している。

続いて、中学校についても、全国学力学習状況調査の結果などに代わり、中学生チャレンジテストや年度末の校内調査などを活用している。また、「未来を切り拓く学力体力の向上」における英語に関する目標については、大阪市英語力調査におけるCEFR A1レベル、英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合、4技能を設定している。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 中学校の英語ですが、大阪市の場合はGTECが中学校で導入されています。表記はCEFRでよいと思いますが、英検やGTECなどの指標で補足しておいたほうがわかりやすくなると思いました。

【三木理事兼政策推進担当部長】 はい、わかりました。それを追加いたします。

【森末委員】 ここで何%以上にするとかいうことが色々書いてありますけれども、各学校で目標を設定したときに、教育委員会としてそれを見て意見を言うなどするのですか。

【仲村首席指導主事】 例年、この全市共通目標の設定を教育委員会が示して、各学校が運営に関する計画を上げてきます。それをブロック担当指導主事が、項目の抜けがないか、また、目標値については前年度より向上している目標になっているかを確認した上で、なっていない場合については差し戻しをして、新たに出すということをやっております。

【森末委員】 そうですね。書き間違いもあるでしょうからね。理解しました。

【山本教育長】 それでは今出た色んなご意見も踏まえて、進めていただくようお願いいたします。

議案第19号「市会提出予定案件（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）」及び議案第20号「市会提出予定案件（大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例案）」を一括して上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである

議案第19号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案である。改正の理由は、令和4年度より、本市立高等学校の大阪府移管及び義務教育学校の設置などに伴い、本市教職員の給与にかかる規定整備などを行う必要があるというものである。改正内容であるが、各教育職給料表の名称改正、各給料表の適用者の改正、級別基準職務表の改正、デザイン教育研究所教員の給与処遇にかかる規定整備である。施行期日であるが、令和4年4月1日としている。その他であるが、本改正に伴い、規定整備を行う必要のある2条例の一部改正を併せて上程することとしている。

議案第20号は、大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例案である。同様に改正の理由であるが、令和4年度より、本市立高等学校の大阪府移管及び義務教育学校の設置などに伴い、本市教職員の互助会にかかる規定整備などを行う必要がある。施行期日は、令和4年4月1日としている。

この両条例案については、令和4年2月・3月市会に上程される予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

議案第21号「職員の部活動顧問への復帰について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである

本件は、部活動での不適切な指導により懲戒処分を受け、顧問から外していた教員について、その後の取組を評価し部活動指導への復帰を認めいただくものである。

対象教員は中学校首席で、前任中学校の剣道部の部活動中の暴力行為のため、平成30年11月29日付けで減給3月の懲戒処分を受けた後、今日まで部活動指導から外れている。

処分後のこれまでの経過であるが、平成31年2月の下旬から約12か月間、5回にわたる再発防止研修を受講させて、改めて本市部活動指針に基づき、教職員として求められる自覚と認識について理解の徹底を図った。再発防止研修の最後に課題発表を行っているが、当該首席からは深い反省と体罰暴力行為の防止についての理解が示されるとともに、再発防止に向けた決意が表明されるなど、研修内容の定着や部活動指導への復帰適格性などを確認したところである。研修の間に当該首席は異動をしたが、現勤務校の前校長ならびに現校長における監察指導などは続けられており、現校長から部活動顧問への復帰にかかる申し出が行われたところである。

申し出の内容であるが、当該首席は生徒指導主事としても職責を全うし、担当の教科指

導においても積極的にコミュニケーションを図り、生徒の心に寄り添った指導を実践している。また、丁寧な対応などにより、教職員、生徒をはじめ、保護者、地域の方々との信頼関係を築いているという状況がある。暴力行為を受けた被害生徒とその保護者におかれては、当該首席の謝罪を受け入れ、復帰についても理解が得られている。当該首席は部活動指導に携わりたいという意思を持っており、校長からの申出書では、令和4年度の教員体制を考えた場合に、当該首席にはいずれかの部の指導を担わせる必要があると考えているとのことである。

教育委員会事務局として、現校長からの申し出による内容を、令和元年10月4日付けの通知「部活動顧問による部活動指導中の暴力行為などが発生した場合の対応について」に照らして、当該首席を部活動指導に戻しても支障がないと考えたところである。なお、当該首席については主顧問とはせず、主顧問を別に配置する。当該首席単独での部活動指導は行わせない。校長においては、半年後以降1年以内に指導状況を確認させる。1年以上経過後は、それまでの指導状況を考慮して顧問とすることが可能であるというような条件を付すこととしたい。本日、本件について承認をいただけたら、当該首席を令和4年4月1日から部活動指導に復帰をさせたい。

質疑の概要は次のとおりである。

**【森末委員】** 減給3月の処分について、この内容はどのようなものだったか、もう一度教えていただけますか。

**【忍教務部長】** 平成30年6月、前任の学校において生徒間のトラブルの対応で、ある生徒を指導した際に、右上腕部を左手で2、3回叩くという体罰を行いました。また、別の日ですけれども、顧問を務める剣道部の部員に対して、着用している防具の上から両手の拳で腹部を4、5回殴打するというような暴力行為を行い、減給3月の懲戒処分を受けています。

**【平井委員】** 保護者の理解が得られたということですが、この方は副顧問ですか。

**【忍教務部長】** はい。

**【平井委員】** 副顧問としての職責を全うしていただくために、校長、教頭から丁寧に、かつ継続的に指導していただきたく思います。主顧問が年下の場合、立場がひっくり返る可能性もあります。暴力事案としてしっかり受けとめて学校全体の問題として対応することでチーム学校としての取り組みを期待したいと思います。説明のあった防具の上からと

いう行為も暴力疑似行為です。市にはルールがあるので、再発防止に向けての学校全体で教員へのサポート体制を徹底していくことをお願いしたく思います。

【忍教務部長】 先生から頂いたご意見も踏まえまして、必ず校長に伝達をして、適切に指導されるように注意監督をしていただきます。ありがとうございました。

【平井委員】 この教員については校務分掌などにも配慮しつつ、適性配置を考えていただきたく思います。

【忍教務部長】 今は生徒指導主事として地域等との関係を円滑に進めています。

【平井委員】 学校マネジメントが欠落しないように、管理職の先生方にも十分な研修が必要で、事務局が全面バックアップする体制にしてほしいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案について一部修正を加えたうえで可決。

議案第22号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校教諭で、処分内容については、懲戒処分として停職1月とする。

当該教諭は、令和3年7月8日木曜日、同校の先輩女性教諭からの言動に腹を立て、暴行を加えて、全治およそ2週間の傷害を負わせた。補足であるが、当該教諭は担任するクラスの教室で担当生徒の1学期の学科、数学の評定づくりを行っていた。この評定作業の締め切りが同日の正午であったが、およそ半日過ぎていたため、催促のため、取りまとめ担当である先輩教諭が当該教諭に声をかけた。先輩教諭は全教諭に対して、一月以上前からこの締め切りを伝えており、両教諭は職員室では隣同士で普通の会話もあり、締切のことも2人の間で話していたという状況があった。先輩教諭が当該教諭に反省がないと感じて、少し大きな声で強めに怒ったところ、当該教諭は激昂して、机と椅子を蹴り飛ばし、先輩教諭に暴行を加えた。先輩教諭を助けることができた後に病院に行き、全身打撲、全治2週間の診断を受けている。校長が警察に通報し、当該教諭は警察に連行され、翌日、逮捕された。12月に当該教諭は罰金20万円の略式命令を受け、既に納付済みである。当該教諭においては、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 暴力行為自体は問題で、罰せられて当然だと思うのですけれども、この傷

害に及んだ教諭というのは、採用されてあまり年月が経ってない方で、採用したときには校長の責任でできるだけ早期に研修を行うとか、その運営の中でどういう職務の果たし方をすべきとか、組織として対応する面があるのは一般的だと思うのです。本件の場合、この懲戒処分自体は実施されなければならない、当然だと思いますけれども、こういうマネジメントの面で、やはり校長先生がしっかりと自覚をしていただいて、単に暴力行為に及んだ教員を罰するだけではなくて、今後の運営についてしっかりと対応していただくように要請する必要はあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

【忍教務部長】 当該教員、当該校長に対して懲戒処分の通達、提示をする中で、今、栗林先生がお触れになった学校の中の校務運営において、様々な部分の注意点検をしていただく中で、必要な指導や研修を行っていただくこととしております。もちろん、この教員につきましても、体罰暴力行為ですので、教育委員会事務局の方で研修を実施し、再生を図る一助になるようにする予定でおります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第23号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校主務教諭で、処分内容については、懲戒処分として減給1月とする。

当該教諭は、令和3年5月から6月にかけて、担当クラスの生徒4名の指導の際に体罰行為を行った。これらについて、速やかに管理職に報告することを怠った。体罰行為についての補足であるが、当該教諭は生徒4名に対する宿題や提出物忘れなどの指導の際、腹部や腕をつねる、頭部を手のひらで叩くなどの行為を複数回行った。そのうちの1名に対しては、つねられることを嫌がり、尻もちをついて転倒したことがあったが、この際に当該教諭は履物を脱いだ上ではあったが、転倒した生徒の腹部に足を乗せた。生徒に怪我はなかった。令和3年7月、懇談の場で保護者から申し出があり、当該教諭が校長らに報告をし、事案が発覚をした。なお、当該教諭は令和2年度に生徒に体罰行為を行ったとして、校長指導を受けている。当該教諭は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第24号「職員の人事について」及び議案第25号「職員の人事について」を一括して上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第24号について、新東三國小学校の体制強化のために、市教育センター次席指導主事である岩井伸夫を新東三國小学校副校長に任命する。

議案第25号について、長吉出戸小学校の体制強化のために、指導部総括指導主事である岡崎鉄彦を長吉出戸小学校副校長に任命する。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---